資料３

コミュニティバス使用料の改定について

京阪バスが、令和８年 10 月１日から運賃改定（250 円⇒270 円）したことから、市においても燃料費を含む全般的な物価高騰及び公平性の観点より整合性を図るため、コミュニティバス使用料の改定を行います。

【改定内容】

・大人　　１人１乗車につき　250 円　⇒　**270 円**

・小児・幼児　１人１乗車につき　130 円　⇒　**140 円**

障害者

・大人　　１人１乗車につき　130 円　⇒　**140 円**

・小児・幼児　１人１乗車につき　70 円　⇒　70 円

【施行予定日】

・令和８年 12 月１日から

【コミュニティバス使用料改定根拠】

・道路運送法施行規則第 51 条の 15 第１項第３号

「当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていること」

・実費の範囲内の根拠（利用者一人当たりの費用）

（現在　　250 円の場合）　一人当たり　1,211 円

（改正後　270 円の場合）　一人当たり　1,192 円

・令和６年４月 26 日付け、物流・自動車局長からの通知

「当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を目安」として取り扱えることから、一般乗合旅客自動車運送事業者である京阪バスの運賃と同額とし、270 円が望ましいと考える。